

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年8月29日

要望団体名：八戸・久慈自動車道整備利活用促進期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
1. 三陸沿岸道路の機能強化について (1) 開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した三陸沿岸道路全体の機能強化計画を速やかに策定すること	<p>県では、八戸・久慈自動車道を始めとする三陸沿岸道路について、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した機能強化が必要と認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、国に要望を行ったところです。</p> <p>今後とも、三陸沿岸道路の機能強化の推進について、国へ働きかけていきます。</p>	B
(2) 洋野種市ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化事業を早期に完成させること	<p>洋野種市インターチェンジのフルインターチェンジ化については、防災機能の強化や地域活性化等に資することから、国において、令和3年度に着手したところであり、令和7年度は調査設計、支障物移転、改良・橋梁工事を推進すると聞いています。</p> <p>県としても、八戸・久慈自動車道を始めとする三陸沿岸道路について、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した、既存ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化等の機能強化が必要と認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、国に要望を行ったところです。</p> <p>今後とも、三陸沿岸道路の機能強化の推進について、国へ働きかけていきます。</p>	B

<p>2. 国土強靱化を実現するための防災・減災対策の充実について</p> <p>(1) 令和6年能登半島地震や令和6年12月及び令和7年2月における豪雪など、昨今の災害状況も踏まえ、本年6月に策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された施策を計画どおりに実施し、防災・減災、国土強靱化はもとよりインフラ老朽化対策や生産性向上等を計画的かつ強力に進めていくこと</p> <p>また、「5年間でおおむね20兆円強」をベースラインとしつつ、毎年度の予算については資材価格や人件費の高騰等の影響を含め、速やかに必要な措置を反映させることにより、実質的にもこれまで以上の予算規模を別枠で確保していくこと</p>	<p>県では、防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進するため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、公共事業予算を安定的・持続的に確保するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望したところです。</p> <p>今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	<p>B</p>
---	---	----------

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
(2) 老朽化対策への技術的支援や、大規模自然災害に即応するための地方整備局等の体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと	<p>老朽化対策への技術的支援については、県内の道路管理者等により構成される岩手県道路メンテナンス会議において、道路メンテナンスに係る技術力の向上や情報共有等を図るため、定期的に会議を開催しているほか、現地研修会を開催するなど、市町村の技術的支援に努めています。(A)</p> <p>また、令和6年能登半島地震への対応では、国土交通省のTEC-FORCEが被災地の復旧・復興に大きな貢献をしていることから、このような激甚な自然災害に備えるため、地方整備局等の体制を充実・強化するとともに、災害対応に必要となる資機材を確保するよう、要望したところです。</p> <p>今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。(B)</p>	A : 1 B : 1

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類